

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業  
入札説明書等に対する質問（第2回）への回答

令和6年1月

府 中 市

要求水準書(設計・建設)

■要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	16	第1章 第8節	6		契約不適合責任の 免責事項	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問 回答書No. 14にて、『「本市の指示に起因する場 合(ただし、事業者が当該入札説明書等の記載又 は甲の指示の不備・誤りが不相当であることを知 りながら本市に異議を述べなかった場合その他の 事業者の故意又は過失による本市の責めに帰すべ き事由の看過の場合を除く)」のみ免責事項に追 記します』とご回答頂きました。この点、「その 他の事業者の故意又は過失による本市の責めに帰 すべき事由の看過の場合を除く」とございます が、その場合は貴市にも落ち度があると存じます ので、貴市の責任がないとするのではなく、貴市 と事業者との過失競合となると存じますが、かか る認識をしてよろしいでしょうか。	「事業者の故意または過失による本市の責めに帰 すべき事由の看過」により契約不適合責任が生じ た場合、本市と事業者の過失競合とはならず、事 業者が負うべき契約不適合責任は免責されませ ん。
2	16	第1章 第8節	6		契約不適合責任の 免責事項	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問 回答書No. 14にて「なお、第三者の行為に起因す るものが不可抗力に該当する場合は不可抗力とし て取り扱います。」とご回答いただきましたが、 この点につき、第三者による放火、窃盗や毀損行 為は不可抗力に該当すると理解してよろしいで しょうか。	事業者が善管注意義務を尽くしたにもかかわらず、 第三者による放火、窃盗や毀損行為等第三者 の行為が発生した場合に限り、ご理解のとおりで す。
3	23	第1章 第10節	3	(2)3)	復旧	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問 回答書No. 20にて、『関係法令等を踏まえた実施 を基本としますが、実施設計時に指示します。』 との回答ですが、具体的調査範囲及び実施する時 期・期間をお示し頂けないでしょうか。	実施設計時に指示します。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
4	25	第1章 第11節	7	(3)	土壌汚染対策	弊社は土壌汚染対策について、3,000㎡以上の土地の改変を行う場合は土地所有者(貴市)が事前に都道府県知事へ届出を提出し地歴から調査の必要有無を確認するもの、と認識しております。必要の有無についてご確認いただいた以降に計画立案に着手できるものと認識していますが、齟齬はないでしょうか。	事業者の業務範囲である土壌汚染状況調査における地歴調査は、土地の形質変更届出前に実施して頂きます。地歴調査の結果、仮に土壌汚染が存在するおそれがないと認められない場合は、表層調査等の土壌汚染状況調査を実施して頂き、汚染の程度や範囲を把握することとなります。土壌汚染対策の必要性は、そうした土壌汚染状況調査の結果によるものであり、許認可権者である東京都との事前協議を踏まえ、全体工程に極力影響のないよう土壌汚染対策の計画立案を行って頂くことを想定しています。詳細は、契約後の土壌汚染状況調査の手続きや時期に関する東京都との協議によります。
5	25	第1章 第11節	7	(4)	工事条件 建設発生土の処分	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No.23で、「事業者の提案とします。」との回答ですが、残土処分地は特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	31	第1章 第14節			引渡し	令和10年2月から新施設が稼動となりますが、この時点で部分引渡しとし、部分引渡し対象施設における契約不適合期間の開始と認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	31	第1章 第14節			引渡し	土壌汚染調査について既存棟については現運営が終了時点から調査開始となりその後調査協議となりますので、新施設運営開始後想定で約3~6か月程度は既存棟の解体工事が着工出来ない見込みです。さらに汚染土壌が発現した場合はその後の除去措置期間が必要になります。そのため解体および跡地整備が遅れる懸念がありますので、協議をお願いします。	土壌汚染対策に伴う工期への影響は、要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No.25によります。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	47	第2章 第3節		(2)	排水基準	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No. 43の回答にて、「排水処理設備は設けてください」とありますが排水処理設備のプロセス機器構成について、要求水準書に記載がありません。プロセス機器構成については、「油水分離」「流量調整」「生物処理」「薬液注入」「凝集沈殿」「ろ過」等に関して、受注後に実施する原水の分析結果により判断して、これらの内必要なもののみを建設事業者が選択してご提案するものとし、貴市から必要なプロセス機器を指定されるものではない、という理解でよろしいでしょうか。	実施設計段階において担当部署と協議頂くこととなるため、協議の結果、必要となる機器については必須とご理解下さい。また、排水処理設備も承諾対象である為、担当部署との協議結果に加え、必要な性能・機能に関して、必要に応じて要求水準への適合を求める可能性がある点については留意願います。なお、要求水準書では排水量に係わらず環境項目の規制も遵守することを求めています。
9	57	第3章 第2節	2	(5)9)	ごみ計量器(既存計量棟・計量器の改修)	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No. 55の回答にて、「市が指定するごみ受付システムの操作用パソコンを事業者が設ける」とありますが、PCは汎用品でよろしいでしょうか。またPCにはOSの他、周辺設備として情報端末(インターネット端末)及び電源のみを用意し、「粗大ごみ受付システム」のソフトの準備及びインストール作業は貴市にて行う、との理解でよろしいでしょうか。またこちらのシステムの不具合があった場合等のメンテナンスは貴市の所掌範囲という理解でよろしいでしょうか。それと既存計量棟にプロバイダー契約済みの情報端末はすでにある、という理解でよろしいでしょうか。	1点目について、ご理解のとおりです。 2点目について、ソフトの準備は本市で行いますが、PCへのOSのインストール、周辺設備として情報端末(インターネット端末)の用意、電源の用意、及び粗大ごみ受付システムのインストールは事業者にて実施して頂きます。 3点目については、ソフトの不具合による新たなバージョンのソフトの準備は本市で行いますが、それを利用可能な状態にする作業は事業者にて実施して頂きます。 4点目については、現状の既存計量棟にはインターネット環境は整備されていません。事業者にてインターネット契約の手続きを行って頂きます。
10	58	第3章 第2節	4	(6)	ランプウェイ	ランプウェイの下部を予備品・消耗品等の保管庫、または工作室等の用途に使用することはお認め頂けますでしょうか。	ご質問の範囲においては、使用可とします。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
11	98	第3章 第8節	2	(1)	ふとん用破砕機 形式	要求水準書に形式の指定はありませんが、現地調査で既設は二軸破砕機であることを確認できました。可燃性粗大ごみも処理できることを想定して切断式破砕機を提案してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
12	98	第3章 第8節	2	(5)	ふとん用破砕機 破砕粒度	破砕粒度150mm以下は高速回転破砕機等で示される粒度であり、ふとんを対象とする破砕機の場合は順守困難ですので、削除または修正をお願いします。	破砕後膨張すると想定されるため、破砕粒度150mm以下は削除とします。 なお、運用面で問題ない破砕（切断）サイズを目安とすることを協議事項とします。
13	118	第3章 第14節	6		重機	要求水準書（設計・建設）に対する第1回の質問回答書No. 132に関して、原案の通りとして重機の手配範囲は建設事業者側との回答を頂きました。しかしながら重機を建設事業者側で手配すると貴市へ引渡した車両を運営事業者が借用させて頂くことになり、万が一の事故・故障などの運営上のリスクに対して迅速で柔軟な対応（保険適用や修理サービスの手配、代車の手配など）が出来なくなってしまう、と考えます。つきましては重機の手配については運営事業者にて手配（リース品も含め）とすることをご再考頂けないでしょうか。	設備と同様、納入した重機についても保険付保と維持管理をSPCが行うことは可能であり、また同スキームの採用を他事例で確認しています。このため、原案を基本としますが、万が一の事故・故障により代車を手配せざるを得ない事態において、リースの方がより迅速な対応が可能ということであれば、事業者提案を可能とします。ただし、その場合は、要求水準書（管理運営業務編）第1章第4節5 本業務期間終了時の引渡し条件に関して、本事業終了時には、本市が事業期間終了後10年間以上業務を継続して実施することに支障がない重機を本市に納入することを条件とします。
14	149	第6章	2	(1) (2)	駐車場	電気自動車用急速充電器について、出力50kW程度×8台として計画してよろしいでしょうか。 充電方式はCHAdeMO Rev2.0.1とし、国産車に対応していますが外国車には対応していませんので各自アダプターが必要になることをご承知願います。	電気自動車用急速充電器の基数は提案とします。ただし、来場者用と公用車用は分けて下さい。総出力は、来場者用の乗用車2台に対しては400kW程度、公用車の乗用車6台に対しては1200kW程度までを想定下さい。詳細な総出力・単独出力、充電方式等については実施設計協議によります。また、外国車への汎用的なアダプタがあれば納入して下さい。詳細は、実施設計協議で確認します。

要求水準書(設計・建設)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
15	156	第7章 第5節	1	(4)	改修・仕上概要	アスベスト調査費用は算出が可能ですが、アスベスト含有物の範囲が不明なため除去・処分費用の積算ができません。入札参加者が公平に積算できるよう、情報・条件の提示をお願いします。	既往図書調査により範囲を想定し、概算での対応としてください。調査に必要となる資料、図書類で不足しているものに対しては、問合せをいただければ提供します。
16					追加提供資料	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No.1にて、面積求積図をご提供いただきましたが、南側角の敷地が一部欠落しているように思われますが計画敷地として間違いはないか確認をお願いいたします。(南側ゲートの一部が敷地からはみ出している状況です。)	欠落していないデータを提供します。
17					追加提供資料	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No.1にて、現況図を提供いただきましたが、北東側水路の構造及び仕様が解る資料をご提供頂けないでしょうか。	現況を踏まえて判断してください。なお、整備に当たっては、担当部署と協議頂くこととなります。
18					追加提供資料	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No.24にて、占用許可図面を提供いただきましたが、下水埋設管の現地位置出し及び影響範囲が分かる資料(施工図)をお示し願います。	占用許可図面を踏まえて事業者にて影響範囲を出してください。
19					追加提供資料	要求水準書(設計・建設)に対する第1回の質問回答書No.154にて、フロン排出抑制法該当機器一覧を提供いただきましたが、設置場所が不明なため、具体的な位置をお示し頂けないでしょうか。	事業者にて現地を確認してください。

要求水準書(管理運営)

■要求水準書(管理運営業務編)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	14	第3章	1	(5)	受付管理	要求水準書(管理運営)に対する第1回の質問回答書No.9で、貴市が定める収納手段が、現段階では現金のみとは言えない旨のご回答を頂きましたが、かかる一切の費用が事業者負担であるため、キャッシュレス設備の導入及び運用費用を見込む必要がございます。現段階で導入を検討されている現金以外の決済手段をご教示ください。	現段階では、クレジット、バーコード、交通系電子マネーを検討していますが、今後変更になる可能性があります。
2	25	第7章	1		ユーティリティ	要求水準書(管理運営)に対する第1回の質問回答書No.26で、本施設の運営に必要な一切のユーティリティ費用は事業者負担である旨のご回答を頂きましたが、貴市職員が使用する管理棟の2階エリアや洗車場及び公用車用EV充電器などに係る、事業者が使用量を管理できないユーティリティ費用は事業者負担から除くと理解してよろしいでしょうか。	管理棟の2階エリアや洗車場及び公用車用EV充電器などを含め、本施設の運営に必要な一切のユーティリティ費用は事業者負担です。実績値及び他事例を踏まえ見込んでください。なお、洗車場の対象車両は公用車13台(2トンダンプ車7台、乗用車6台)です。

## 落札者決定基準

### ■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
17		V	3	表4 1. (7) ア	環境教育の拠点となる施設	環境啓発の提案で管理棟減容機械室跡の有効活用とありますが、要求水準書P.171管理棟室配置案では減容機械室跡は主としてリフォーム工房になっています。リフォーム工房の利用は貴市によるものと考えますので、事業者は有効活用できるような部屋の仕様とする理解でよろしいでしょうか。	有効活用できるような配置や部屋の仕様を事業者にて提案してください。リフォーム工房の具体的な内容については実施設計時に協議を行うこととします。 なお、リフォーム工房を含め管理棟全体の維持管理は事業者が行ってください。



様式集

■様式集に対する質問への回答

No.	頁	様式番号	大項目	中項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	36	第13-3号様式	2	(3) ア	地域への貢献	「※関心表明を有する場合、当該関心表明書を添付資料として提出することも可とします。」とありますが、関心表明書類の様式は事業者の任意様式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

建設工事請負仮契約書(案)

■建設工事請負仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第3条	1	8	設計	建設工事請負契約書(案)に対する第1回の質問回答書No.4において、本条項但書の「過失」の削除をお願い致しましたが、「原案のとおりとします。」と回答頂きました。理由として「甲の責めに帰すべき事由の看過が生じやすくなることを防ぐためです。」とご説明頂きましたが、その場合は貴市にも落ち度があると存じますので、貴市の責任がないとするのではなく、貴市と事業者との過失競合となると存じますが、かかる認識をしておりますでしょうか。	事業者の過失により本市の責めに帰すべき事由を看過した場合には、建設工事請負契約第3条第1項第8号に基づき、設計図書の是正にかかる費用は事業者の負担となります。過失競合となり、本市と事業者間で設計図書の是正にかかる費用を分担することとはなりません。
2	11	第54条	2		契約不適合責任期間等	「設備機器本体等」については第1項と異なる規定が置かれていますが、この「設備機器本体等」は具体的に何を指すのでしょうか。ご教示願います。	事業者がメーカーから購入し備え付けるものや、設備内の仕上げ・装飾、植栽等を想定しています。ただし、要求水準書に定める建築設備やプラント設備については、建設工事請負契約書第54条第1項及び要求水準書の規定が適用されます。

管理運営委託仮契約書(案)

■管理運営委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	11	第25条			損害賠償等	本条は乙に帰責性がある場合に限り乙が甲に対して損害賠償義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	第25条に基づき事業者が本市に対して損害賠償義務を負う場合とは、本市の責めに帰すべき事由又は不可抗力に該当する場合以外で、事業者が本市に損害を与えた場合に限られます。